

# 我が国の法人税と課税所得

代 田 純

## 要 旨

本稿は、法人税税率に関する議論を検討したうえで、我が国の法人税の課税所得が、受取配当の益金不算入、繰越欠損金制度等によって浸食されてきたことを明らかにする。

法人税税率を議論する場合、課税所得の範囲、個人所得税税率との関係が不可欠である。各国で法人税の各種控除が異なるため、課税所得の範囲も異なり、税率だけを議論することには問題がある。また法人擬制説の観点から、法人段階での課税は個人段階で調整される必要があり、個人所得税との関係が重要である。

我が国の法人税の課税所得に影響する要因として、受取配当の益金不算入と繰越欠損金制度が大きい。法人の株式相互持合いが解消していると言われるが、日本では親子上場が依然として多く、親子持合いには受取配当の益金不算入が利点となる。また日本の法人税では、欠損法人の比率が高く、近年では法人の70%程度で推移してきた。欠損法人の多くは、繰越欠損金制度によると見られる。

メガバンクの場合、2000年前後に貸倒引当金の損金処理により、課税所得が大幅な赤字（欠損）となり、この欠損金が繰越欠損金制度により、10年程度繰り越されてきた。ただし、貸倒引当金の損金算入は限度額があり、会計上費用となっても、税法上はすぐに損金処理できない。そこで税効果会計の繰延税金資産を計上し、貸倒れが確定した時点で損金処理される。また繰越欠損金制度も税効果会計に属し、繰延税金資産に計上される。税効果会計は、税法と会計の相違による一時差異を解消する制度である。しかし、従来日本では、欠損金の繰越控除限度額や繰越期間が緩かったこともあり、一時差異の解消が長期にわたった。

## 目 次

- |                          |                |
|--------------------------|----------------|
| I. はじめに                  | IV. 法人税と欠損法人   |
| II. 法人税税率をめぐる議論          | V. メガバンクと繰越欠損金 |
| III. 法人税の課税所得と受取配当の益金不算入 | VI. まとめに入れて    |

## I. はじめに

本稿は、我が国の法人税税率に関する議論を踏まえ、受取配当の益金不算入、繰越欠損金制度等によって、課税所得が浸食されてきたことを明らかにする。さらにメガバンクへの繰越欠損金制度の適用に関し、実証的に明らかにする。

法人税は、法人の総益金から総損金を差し引いた差額である純資産増加分から、資本取引に基づく純資産増加分を控除した、課税所得に対し課される<sup>1)</sup>。この場合、総益金および総損金等は、税法によって規定され、会計上の売上高や費用とは異なっている。また資本取引、すなわち株式発行等による純資産増加は、課税対象とはならない。

税法の規定と会計の規定が異なることは、諸外国でも見られることだが、法人の受取配当は、会計上は営業外収入を構成するが、税法では益金不算入とされてきた。税法と会計の矛盾に対応する制度が、税効果会計である。例えば、銀行が貸倒引当金を増加させた場合、会計上は費用となるが税法ではすぐに損金処理できない。銀行で貸倒れが確定して、初めて損金処理が可能となる。そこで、将来、貸倒れの可能性が高く、法人税が還付されるならば、税還付額（見込み）を繰延税金資産として計上することができる。繰延税金資産とは、将来の税還付を見込んだ債権とも言えよう<sup>2)</sup>。繰延税金資産は評価性資産であり、その計上をめぐっては厳密性が要求されるが、銀行の自己資本とされてきた経緯もあり、多様な議論がある。

税効果会計により計上される繰延税金資産の構成要因のひとつが、繰越欠損金制度である。

法人が課税所得で大きな損失（赤字）を計上した場合、その後黒字となった場合でも、赤字分だけ黒字を相殺できるという制度である。法人が課税所得で欠損を計上すると、その欠損額（×法人税税率）を繰延税金資産に計上し、次期以降での課税所得から差し引くこととなる。したがって、欠損期以降、会計上では利益が計上され、株主へ配当が分配されていても、法人税の納税が免除されることとなる。

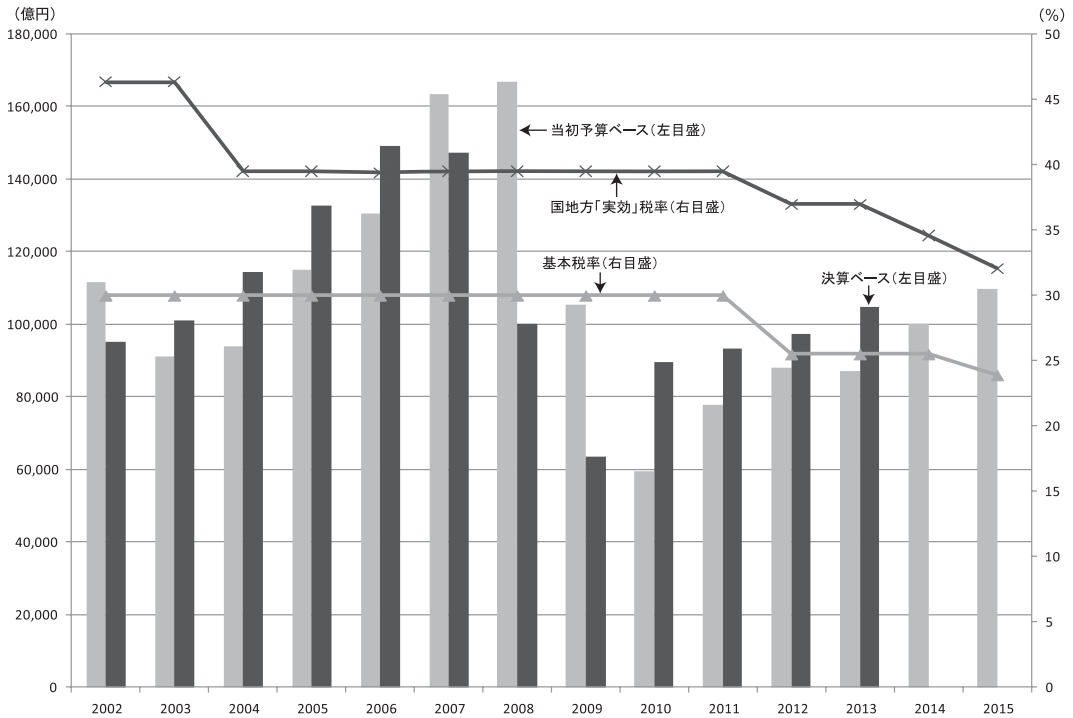
三大メガバンクは、2000年前後に不良債権処理に関わって、課税所得ベースで大きな損失（欠損）を発生させ、2000年以降、繰越欠損金制度によって、法人税の納税を一定期間免れてきたと言われる<sup>3)</sup>。この事態は、税理論からすると、重要な検討課題であろう。我が国の現行税制の枠組みは、シャープ勧告に基づく1950年（昭和25年）の税制改革まで遡る。シャープ勧告では、法人擬制説に基づき、法人の（一定の法人税課税後）内部留保は株価に反映されるから、個人に対するキャピタルゲインを課税する、といった制度がとられた。同時にキャピタルロスの控除も提案された<sup>4)</sup>。

2000年以降のメガバンクに対する課税のあり方では、法人段階では課税がないので、内部留保分も配当分も非課税となった。個人段階で、配当分については、個人所得税で10～20%（多くは源泉徴収）課税され、キャピタルゲインも多くは特定口座で10%の源泉徴収となった。法人擬制説の観点からしても、問題が残ると思われる。

## II. 法人税税率をめぐる議論

税は社会的経済余剰に対する権力的参加とされる<sup>5)</sup>。所得の生産局面、分配局面、支出局面

図表1 法人税の基本税率と「実効」税率



〔出所〕 参議院予算委員会調査室, 『財政関係資料集』各年版から作成。

でそれぞれ課税される。所得の生産局面では財産課税が、所得の分配局面では所得課税（個人、法人）が、所得の支出局面では支出課税が対応する。所得の支出には、消費のほか、投資もあるが、投資には原則として課税されない。これは資本制社会では、資本の再生産活動が阻害されないよう、資本元本不可侵の原則が貫かれるためである。

法人課税にはふたつの立場がある。法人擬制説と法人実在説である。法人擬制説は、法人は擬制であり、法人は個人株主の集合体であるから、法人所得は個人に帰属すると考える。ただし、配当は個人段階で課税すればよいが、内部留保については法人段階で課税する必要がある。法人の内部留保は個人段階では課税できないからである。このために擬制説の観点からも一定の法人税は肯定され、個人段階で調整され

る。シャープ勧告においては、内部留保は株価に反映されるとされ、個人のキャピタルゲインは全額課税とされた。他方、法人実在説は法人が独自の存在であり、個人とは独立して課税すべきとする。ただし、法人税税率をどうするか、という問題がある。また法人実在説からもキャピタルゲインは課税される。

近年、経団連等からは日本の法人税率が高い、と主張されてきた。図表1は法人税の基本税率と、地方税も合わせた「実効税率」を示している。まず、この「実効税率」という用語法に問題がある。財政学で実効税率という用語は、名目税率、あるいは表面税率に対応して使用される概念である。すなわち、例えば、法人税の表面税率もしくは名目税率が40%であったとしても、各種の控除等があり、実際は30%しか課税されていないという場合に、「実効税率」

という用語が使用される。しかし、ここでは資料に従い、国と地方の税率を合わせたという意味で、「実効税率」という用語を使用する。法人税では、国税において資本金1億円以上において基本税率が適用されている。他方、資本金1億円以下では軽減税率が適用され、図表1において基本税率は2002年度以降30%であったが、2012年4月から25.5%に引き下げられ、さらに2015年4月からは23.9%へ引き下げられている。この間、軽減税率は1999年度から2008年度までは22%、2009年度からは18%、2012年度からは15%とされてきた。概ね軽減税率は、基本税率を8ポイントほど下回ってきたと言える<sup>6)</sup>。中小企業に対する軽減税率が、負担軽減となっているか、評価は難しい。後述するが、約7割が欠損法人であり、もともと納税していないからである。

国税と地方税を合計した「実効税率」（地方の法人事業税は、外形標準課税の対象となる資本金1億円以上の法人に適用される標準税率。2012～13年度は、基準法人税額10%の復興特別法人税を含む。）は、2007～2011年度が39.54%、2012～2013年度が37%、2014年度が34.62%、2015年度が32.11%、2016年度が31.33%（予定）となっている。この税率に関し、経団連等は「日本の法人税率は高い」と主張してきた<sup>7)</sup>。2015年現在で、海外の同税率は、イギリス20%、ドイツ29.66%、フランス33.33%、アメリカ40.75%と言われる<sup>8)</sup>。イギリスは日本より低いが、独仏はさほど変わらず、アメリカは日本よりも明らかに高い水準にある。しかし、制度の相違もあり、国際比較は単純にはできないと思われる。

また法人税のパラドクスという観点から、法人税税率の引き下げが提唱されている<sup>9)</sup>。これ

は法人税を減税したほうが、法人活動が活発化するから、結果的に法人税税収が増加する、といった論理である。図表1は、法人税税収の当初予算ベースと決算ベースを示している。2003年度から2006年度にかけて、リーマンショック前に景気が回復していた期間では、当初予算の法人税税収を決算が大きく上回った。この間、基本税率は30%で一定である。他方、2007年度から2009年度にかけては、リーマンショックの影響から、当初予算を決算が大幅に下回る事態が続いた。この間も、法人税率は一定である。2010年度から2013年度にかけて、再び当初予算を決算が上回っているが、やはり景気が回復したことに伴うものであろう。こうして、法人税税収は税率よりも、景気動向によって規定されていると考えられる。

法人税税率を考える場合、財政学の観点からは、個人所得税の税率との関係が不可欠である。法人擬制説（法人は個人の集合体とする）からすると、法人の内部留保は個人株主に帰属するものである。しかし個人株主の所得階層は多様であり、低所得階層から高所得階層まで広がっている。したがって個人株主が課されるべき税率（個人所得税と法人税の総合税率）も、低税率から高税率まで多様である。しかるに、単一の法人税税率で課税することは、高所得層の個人株主には有利（低負担）となる一方で、低所得層の個人株主には不利（高負担）となる<sup>10)</sup>。2011年度まで法人税基本税率は30%であったが、所得税税率は1999～2006年度に10～37%、2007～2014年度に5～40%であった。法人擬制説の観点からは、法人段階の課税は個人段階で調整される必要がある。所得税率10%の個人株主は、本来、前払いした30%の法人税について還付される必要があるが、現実には還付

されない。

さらに法人税税率について、所得税税率との関係が重要であるのは、いわゆる法人成りの問題があるからである。個人形態では高額所得（事業所得）は高税率で課税されるが、法人と成ること、実際には同族会社となることで、給与所得に転化かつ分散されることで、税負担が軽減される<sup>11)</sup>。法人として課税所得が圧縮されるが、税率自体も大きく低下する。1999年から2014年まで、所得税の最高税率は37～40%であったが、法人の軽減税率は22%から15%に低下しており、法人成りの誘因は今日でも強いと見られる。法人成りした中小法人の多くは、欠損法人となり、個人形態であれば支払うべき個人所得税を免れていると見られる。法人税の税率を考える場合には、以上で指摘したような観点が不可欠である。

### Ⅲ. 法人税の課税所得と受取配当の益金不算入

法人税税率の国際比較が容易にできない要因のひとつは、各国で課税所得が異なるからである。各国で税法も異なり、各種控除も多様であるので、名目税率だけを比較することは単純すぎよう。

租税負担率の比較から、日本の法人税負担が重いという主張もある。法人所得課税の対国民所得比は、日本の場合、2009年度に3.5%であったが、2015年度に5.4%へ上昇している。これをもって、法人税負担が日本で重いという主張がなされることがある。アメリカでは概ね2～3%、ドイツでは2%前後である。しかし、日本の場合、租税負担率自体が低いのである。日本の租税負担率は、2009年度に21.9%であり、2015年度に25.6%へ上昇している<sup>12)</sup>。ア

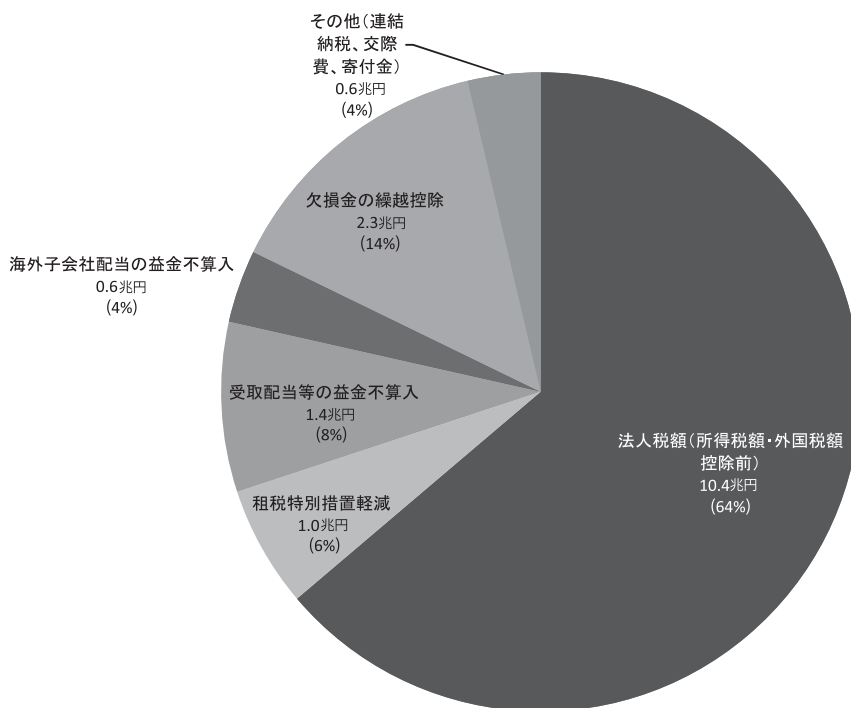
メリカはほぼ同じ水準であるが、ドイツは30%前後、フランスは35%前後、スウェーデンに至っては47～50%といった水準にある。日本では租税負担率自体が相対的に低く、その結果として法人所得課税の対国民所得比が高めにできる傾向がある。日本では税収構成において、法人課税の比率が国際比較すると相対的に高いためである。

2015年現在でも、日本の租税負担率が比較的低いことには、第一に、高度成長期に財政規模が相対的に小さく、しかも成長による税の自然増収があり、政策的な増税が必要ではなかったことがある。林健久教授は、1965年度までの高度成長期において、日本の財政規模が小さかったこと、それは主として軍事費に起因すること、さらに租税負担率が20～21%で固定していたことを指摘している。林教授は「負担率20%原則」と呼んでいる。1965年度まで、一般会計では国債は発行されず、均衡財政主義は負担率20%原則と組み合わせられていた<sup>13)</sup>。

第二に、1966年度以降、国債発行が開始されると、安易な財政法第4条の拡張解釈等があり、国債発行が膨張し、税負担は高度成長型のまま温存されたのである。岩波一寛教授は、日本の国債残高が肥大化した要因として、日銀信用の拡張、財政投融资資金など公的金融（「隔離市場」）による消化、60年償還ルール等を挙げている<sup>14)</sup>。国債発行が容易であり、税負担は、消費税導入と増税を伴いつつも、低めに温存されてきた。

我が国の法人税の課税ベースは、少なくとも会計上の税前利益に比べて、縮小してきた。図表2は、我が国の法人税額と税前利益の関係を見たものである。財務省の推計によるものであるが、税前利益合計16.2兆円に対し、法人税負

図表2 法人税額と税前利益の関係（2012年度、兆円）



〔出所〕 政府税制調査会（法人課税 DG ②），2014年3月から作成。

担額（所得税額・外国税額控除前）は10.4兆円（基本税率による）に対し、欠損金の繰越控除で2.3兆円（税前利益の14%）、受取配当等の益金不算入で1.4兆円（同8%）、租税特別措置により1兆円（同6%）等の影響がでている。影響額はそれぞれ税収ベースでの影響と見られる。すべて合計すると、6兆円程度となり、法人税額に大きく影響しており、課税所得が浸食されている。

欠損金の繰越控除については、以下でやや詳しく検討するので、ここではまず受取配当の益金不算入、海外子会社配当の益金不算入について見ておこう。まず現行の制度であるが、「持株割合25%以上の株式にかかわる配当」については全額益金不算入、「それ以外の株式に係る配当及び証券投資信託の収益の分配」については50%まで益金不算入となっている。また

100%グループ内の法人からの配当を除き、負債利子は控除される。

受取配当の益金不算入について、海外の事例を見ると、アメリカでは持株比率0~20%で70%不算入、20~80%で80%不算入、80%以上で100%不算入である。イギリスでは全額益金不算入、ドイツでも95%益金不算入、フランスでも持株比率5%以上で95%益金不算入である<sup>15)</sup>。主要国で多くが法人の受取配当は益金不算入となっている。これは海外主要国でも、法人擬制説の影響が強かったためと考えられる。しかし、アメリカでは25%保有の場合、80%までしか損金算入できないが、日本の場合100%損金算入が可能であった。

もともと戦後の日本では、シャープ勧告まで法人の受取配当は課税されていた。昭和24年度（1949年度）まで、法人の受取配当は20%の所

得税が源泉で課税され、その税引き配当を他の営業所得と合算し、35%の法人税を課税し、この法人税額から源泉所得税額を控除していた。しかし、昭和25年度(1950年度)の税制改正において、シャープ勧告にもとづき、法人の受取配当を非課税とした。シャープ勧告では、法人擬制説の観点から、法人の受取配当も最終的には個人株主に帰属すると考えられていた。さらに法人の受取配当に課税することは、その法人の個人株主に重課することになるとした<sup>16)</sup>。同勧告では、配当は個人に帰属し個人段階で課税すること、法人の内部留保はキャピタルゲインに反映されるから、キャピタルゲインは全額課税すべきこととされていた<sup>17)</sup>。シャープ勧告での法人擬制説やキャピタルゲイン全額課税は、ヘイグーサイモンズらの包括的所得税に影響を受けたものと考えられる<sup>18)</sup>。

法人の受取配当の問題を考える場合、株式保有構造の変化との関係が重要となる。金融機関の持ち株比率(株数ベース)は1989年度に46%とピークをつけ、2013年度に22.8%である。低下は、主として「都銀・地銀」で発生しており、「都銀・地銀」の持ち株比率は1985年の21.6%から、2013年度には2.8%まで低下している。国際会計基準の導入、BIS規制等の影響と見られる。他方、信託銀行の持ち株比率は2013年度に15.1%まで上昇している。年金信託や投資信託の保有が、信託銀行名義となることが主因であろう。一方、事業法人の持ち株比率は、昭和48年度(1973年度)が27.5%とピークであったが、2013年度でも23.3%と、ほぼ横這いで推移している。この事業法人の持ち株比率が底堅く推移している一因は、日本で親子上場が多いことにあると見られる。親子上場とは、NTTとNTTドコモのように、親会社につい

で子会社が上場しているケースである。2009年時点で、全上場企業数3,687社のうち、50%基準(議決権ベース)での親会社が180社、子会社が322社あり、合計502社で全上場企業の13.6%にあたる<sup>20)</sup>。さらに33%基準(議決権ベース)では、親会社256社、子会社526社で、合計782社となり、全上場企業数の21.2%にあたる。すでに述べたように、法人の受取配当益金不算入は25%基準で全額損金算入であり、親子上場企業は大きな恩恵を受けていると見られる。また多くの場合、子会社の上場は、親会社の保有株に多大な評価益をもたらすので、親会社の財務にもメリットが大きい。

2012年以降、日本企業による利益が回復するなかで、配当ならびに内部留保は急増してきた。全産業(金融・保険含む)の当期純利益は2009年度には12兆3,197億円であったが、2013年度には45兆7,339億円まで増加した。これに伴い、配当金は同じく14.9兆円から18.1兆円まで増加している<sup>21)</sup>。しかし、配当増加は大企業が中心であり、資本金階級別に見ると、配当総額10.2兆円(全産業ベース、資本金階級別の合計)のうち、約7兆円が資本金10億円以上の企業、同1億~10億円未満の企業で約1.7兆円となっている。結局、企業配当の8~9割は大企業によるものである。また、一般に配当増加は株主還元と評価されやすいが、実態的には親子企業間等で、配当が益金不算入となっており、税制面でメリットが大きいことが影響しているよう。2014年度の場合、トヨタの配当総額は6,313億円で1位、NTTドコモが2,548億円で2位と報道されるが<sup>22)</sup>、税制面のメリット(グループ企業間での益金不算入)が影響しているよう。なお、配当以上に、内部留保の増加が著しく、2013年度の場合、27.6兆円に達している

図表3 配当の益金不算入等の資本金階級別内訳

(単位：100万円)

	受取配当		外国子会社配当引当金		減価償却費 損金算入額
	受取配当額	益金不算入額	益金不算入額	貸倒引当金	
100万円以下	23,364	20,416	135	7,812	514,101
100万円以上	3,041	2,757	—	1,716	72,349
200万円以上	67,081	56,985	386	58,985	2,275,393
500万円以上	173,576	128,498	3,505	156,752	3,250,518
1,000万円以上	61,278	43,658	6,723	86,688	1,305,852
2,000万円以上	117,857	82,787	21,061	243,944	2,625,262
5,000万円以上	283,648	243,986	39,404	223,346	2,349,428
1億円以上	131,619	99,269	136,686	94,783	1,967,894
5億円以上	73,724	60,381	31,347	18,972	673,738
10億円以上	263,272	218,973	181,987	85,241	2,335,876
50億円以上	233,994	191,216	151,990	62,307	1,205,633
100億円以上	3,991,142	3,286,723	1,248,994	1,797,847	10,430,002
1億円以上(小計)	4,780,524	3,930,132	1,764,766	2,116,575	16,613,144
1億円未満(小計)	643,072	505,518	57,453	721,820	12,392,902
連結法人	4,194,582	3,822,453	2,723,606	806,701	6,710,181
合計	9,618,177	8,258,102	4,545,825	3,645,096	35,716,227
うち利益計上法人	7,207,176	6,039,362	3,764,663	2,630,155	25,947,804
うち欠損法人	2,411,000	2,218,741	781,162	1,014,942	9,768,423

(注) 利益計上、欠損法人合計

(出所) 『会社標本調査』平成25年版から作成。

が、法人税減税等の影響がでていよう。

配当の増加、ならびに配当の益金不算入は、大企業を中心に企業自身に大きな恩恵をもたらしている。企業会計において受取配当は営業外収入となり、利益を押し上げるが、税法上は益金不算入とされ、納税額を抑制する。図表3は、受取配当の益金不算入のほか、貸倒引当金(損金算入)、減価償却費損金算入額を、資本金階級別に見たものである。まず受取配当の益金不算入であるが、受取配当の総額が9兆6,182億円であり、うち資本金1億円以上の法人が4兆7,805億円、連結法人(連結納税を行う法人で、親子会社間で所得の損益通算が可能)が4兆1,946億円であり、この両者で8兆9,751億円と93%を占めている。しかも資本金100億円以上が約4兆円で、資本金1億円以上の大部分を占めている。この受取配当の全額が税法上で益

金不算入とされるわけではないが、合計で8兆2,581億円と、受取総額の約86%が益金不算入とされている。益金不算入の大部分は、資本金100億円以上の法人か、連結法人で発生しており、大企業に有利な効果をもたらしている。

外国子会社配当の益金不算入についても、益金不算入総額は4兆5,458億円であるが、うち連結法人で2兆7,236億円、資本金100億円以上で1兆2,490億円発生している。貸倒引当金は貸し付けたにもかかわらず、回収不能となった場合、損金処理されるものだが、損金処理合計3兆6,451億円に対し、資本金100億円以上で約1兆8,000億円、1億円以上で2兆1,166億円であり、大企業で主として発生している。貸倒引当金の損金処理を業種別に見ると、金融保険業で1兆8,616億円であり、約50%が特定業種で発生している。特定業種を優遇する引当金、準



備金の存在は、業種間のバランスをはかるため、新しい租税優遇措置を生み出すこととなる<sup>23)</sup>。

減価償却費の損金算入は、総額9兆7,684億円であるが、資本金1億円未満の法人による合計額が5兆1,004億円と相対的に大きい。資本金200万～1000万円の法人で合計2兆8,000億円程度発生しているが、個人業者が法人成りして、自動車などの減価償却費を計上していると推定される。ただ資本金1億円以上でも3兆円以上が計上されており、大企業による利用も多い。

この他、図表2に租税特別措置により1兆円とあったが、これは2012年度の推計であり、法人税の租税特別措置による減収は2013年度には1兆4,805億円に増加したと推計されている<sup>24)</sup>。法人税の租税特別措置で最も大きいものは、2013年度現在、研究開発投資への減税で、2012年度の3,952億円(税込減額)から2013年度には6,240億円に増加している。適用業種の構成も公表されており、輸送用機械が32.7%(2013年度)、化学工業が18%(同)、となっている<sup>25)</sup>。円安で企業業績が好転した自動車産業が研究開発費を急増させているが、節税効果も狙ったものと見られる。日本企業の研究開発費上位には、トヨタ、本田、日産など自動車メーカーについて、武田薬品やアステラス、第一三共のような製薬メーカーが入っており、上記の化学工業には製薬が含まれると見られる<sup>26)</sup>。トヨタ等は受取配当の益金不算入からも多大なメリットを受けており、研究開発減税も含めると、最も税制面から恩恵を受けている企業であろう。

#### IV. 法人税と欠損法人

受取配当の益金不算入は、法人擬制説の流れを受け、海外主要国でも見られる。しかし、欠損法人や繰越欠損金は、国際的に見て、我が国が突出していたと見られる。欠損法人は課税所得が赤字であり、法人税納税を免れている法人である。図表4は資本金階級別等の欠損控除額等である。まず全体の比率であるが、2007年度以降、概ね70%前後で推移しており、法人全体の7割程度が法人税を納付していないことがわかる。欠損法人のうち、約4割(つまり全法人の約3割)は課税所得があるにもかかわらず、繰越欠損金制度によって欠損法人となっていると言われる。欠損法人の比率を、資本金階級別に見ると、2012年度に資本金1億円以上では35.7%であったが、資本金5億円以上では概ね29%台であった。しかし、2009年度には、資本金1億円以上から100億円以上まで、概ね50%台であった。また連結法人では欠損比率が概して高めであり、2008年度から2011年度まで65%程度で推移していた。連結法人では親子企業間で損益通算されるうえ、赤字子会社を抱えていると、繰越欠損金制度を利用しやすいと見られる。また金融保険業でも欠損比率が高く、2007年度から2012年度に至るまで、70%前後で推移している。銀行を中心に、2000年前後の赤字(欠損金)が大きく、繰越が可能であったためと見られる。

繰越欠損金制度が必要とされる背景について、林栄夫教授は小企業の損益変動が激しく、課税は1年度単位であり、場合によっては大企業よりも小企業で税負担が重くなることを指摘している<sup>27)</sup>。この矛盾を回避するために、損失

図表4 欠損法人の繰越欠損金と控除額

(単位：100万円)

年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
100万円未満	12,659	101,318	21,551	31,218	73,126	113,182	102,687
100万円以上	27,594	18,487	15,211	30,490	16,830	21,049	21,437
200万円以上	554,274	575,797	528,757	624,721	901,244	957,800	967,591
500万円以上	217,068	185,221	211,890	262,233	1,074,757	1,159,587	1,150,979
1,000万円以上	1,064,861	797,281	866,916	1,039,288	337,127	327,978	361,544
2,000万円以上	529,285	528,840	509,740	601,638	558,073	575,314	582,604
5,000万円以上	364,915	470,176	358,728	444,507	508,240	488,551	502,935
1億円以上	543,196	476,497	678,804	522,582	309,441	160,210	12,161
5億円以上	27,569	62,212	69,001	69,692	120,936	39,461	7,037
10億円以上	262,873	191,589	352,393	382,878	382,410	148,170	36,203
50億円以上	125,584	131,918	109,831	204,494	325,574	43,166	19,256
100億円以上	3,404,408	2,142,159	3,282,089	2,702,337	1,684,011	91,764	127,401
連結法人	1,139,376	551,489	671,891	1,230,861	1,614,338	318,747	222,071
1億円以上	—	2,817,807	4,118,291	3,696,646	2,980,501	646,955	326,225
1億円以下	—	2,863,688	2,886,619	3,219,434	3,311,269	3,479,278	3,565,610
控除額合計	8,273,663	6,232,984	7,676,801	8,146,941	7,906,108	4,444,980	4,113,906
欠損金額合計	15,023,280	28,304,155	22,770,259	16,617,460	16,535,832	13,726,563	—
うち金融保険	1,558,741	4,398,789	2,851,994	2,257,209	2,209,764	1,285,677	—
欠損法人比率	67.1	71.5	72.8	72.8	72.3	70.3	—

(注) 欠損法人のみ。

(出所) 『会社標本調査』から作成。

繰越や繰戻による損益の平均課税制度がある、としている。ただし、繰戻制度は、過去において収益をあげていた企業のみが利用でき、小企業の創業期など欠損が続くと利用できないという欠点がある。他方、繰越制度は将来の税負担軽減をもたらす、新企業に投資を促進する効果があるとされる。

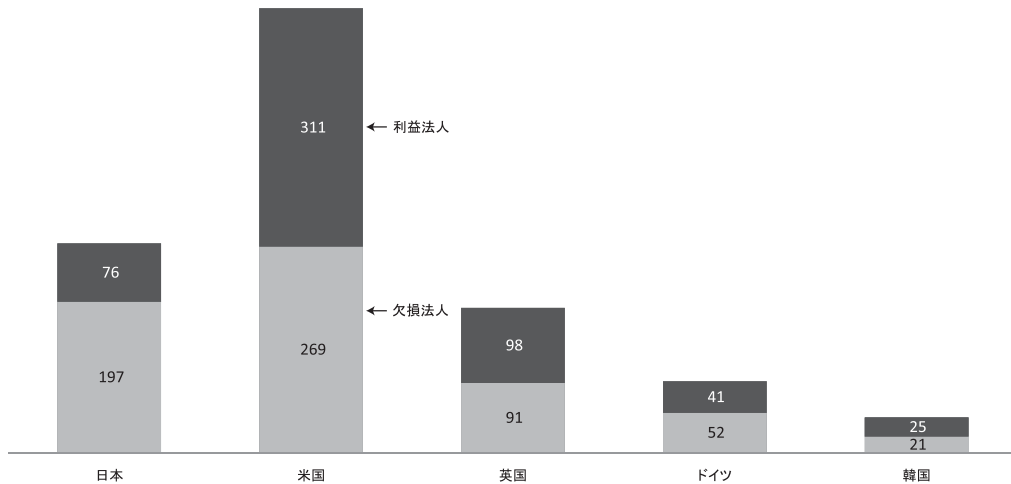
しかし、林教授は、第一に、繰越欠損金など損益平均課税制度は大企業と小企業の間にアンバランスをもたらすと言う。小企業では倒産率が高いため、倒産してしまい、繰越欠損金制度を利用できないという。他方、大企業は4～5年間欠損が続いても存続できるから、大きな利用価値があるという。第二に、勤労（給与）所得との公平性の問題である。法人所得では損益平均課税がなされても、個人の給与所得では損益通算は原則認められていない。失業して赤字

家計となっても、損益平均課税は適用されない。もともと繰越欠損金制度はこうした問題点をかかえている。

現在の繰越欠損金制度（2014年度）は、9年以内に発生した欠損金額は、所得金額の80%を上限として損金算入できる、中小法人は100%損金算入できる、というものである。80%上限は2011年度より導入されていたが、2015年度より65%、2017年度より50%に引き下げられる。また2017年度以降、繰越控除期間は9年から10年に延長される。ただし、中小法人は2017年度以降も100%控除が認められる<sup>28)</sup>。もともと、控除期間は2004年度に5年から7年に延長され、さらに2011年度に80%上限とセットで9年に延長されてきた。この過程で、2010年度には連結子会社の欠損金制限も緩和されている<sup>29)</sup>。

図表4から、欠損法人の欠損控除額を資本金

図表5 法人数と欠損法人(万社)



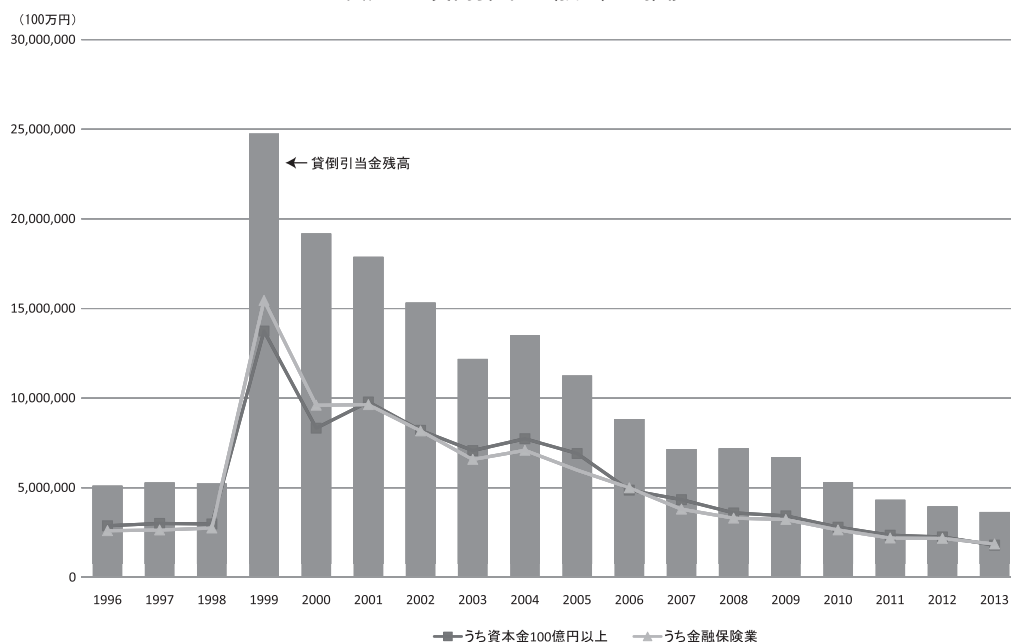
〔出所〕 政府税制調査会，財務省提出資料から作成。

階級別に見てみる。まず欠損法人の欠損控除額合計は2007年度から2011年度にかけ、2006年度を除き、概ね8兆円前後で推移してきた。資本金1億円以上の合計と、同1億円以下の合計で見ると、2011年度まではほぼ半々程度の控除額であったが、2012年度以降は1億円以下での控除額が大きくなっている。資本金1億円以上で、2012年度以降控除額が減少したことには、本稿で以下において論じるようにメガバンク等銀行の繰越控除が減少したことの影響と見られる。資本金100億円以上で、2007～2010年度にかけ控除額は2～3兆円で推移しているが、これもメガバンク等銀行の繰越控除が影響していると見られる。また連結法人の法人数は、200～300社程度であり、資本金100億円以上となれば、1社あたりの控除額が大きい。連結子会社が繰越欠損金を抱えていれば、親会社と合算して繰越控除が可能であり、連結法人による繰越欠損金控除も大きくなっている<sup>30)</sup>。繰越欠損金

控除は中小法人によっても利用されているが、やはり金融保険業の利用が大きいと見られ、2008年度には金融保険業によって約4兆4,000億円程度の欠損金額となった。

欠損法人、ならびに繰越欠損金控除は国際的に見ても、我が国の法人税の重要な特徴であった。図表5は、政府税制調査会に財務省が提出した資料であるが、アメリカ(2010年)では全法人数580万社のうち、欠損法人数は269万社で46%、イギリス(2011年度)は同じく189万社のうち91万社で48%、ドイツ(2009年度)は93万社のうち52万社で56%、韓国(2011年度)は46万社のうち21万社で46%であった。しかし、日本(2012年度)では273万社のうち197万社で72%が欠損法人であった。海外における繰越欠損金制度を見ると、繰越期間はアメリカで20年だが、英独仏では無制限となっている。ただし、独では所得の60%まで(ただし100万ユーロまでは全額控除)、仏では50%(同)となっ

図表6 貸倒引当金（損金）の推移



〔出所〕『国税庁統計年報』から作成。

ている。また繰越欠損金控除前の課税所得に対する欠損金控除額の比率を見ると、アメリカは2005年度～2011年度に9～15%で推移、イギリスが同じく5～15%、ドイツが13～18%で推移している。しかし、日本は14～25%となっており、欠損控除の比率が高いのである<sup>31)</sup>。

## V. メガバンクと繰越欠損金

三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行の三大メガバンクについて、貸倒引当金と繰越欠損金が法人税に与えた影響について、以下検討する。最近10年間について、銀行の法人税に最も影響した要因は、繰越欠損金制度であろうが、貸倒引当金も無視できない。以下、これらの税効果会計を中心に検討していく。税効果会計により、繰延税金資産が計上されるが、繰延税金資産の構成を見ると、繰越欠損金と貸

倒引当金損金算入限度超過額が大きな要因となっている。この構成については、有価証券報告書の損益計算書において、税効果関係の注として記載されている。銀行は貸倒引当金の損金処理（限度額内）が認められているが、限度額を超えた場合には、損金処理できない。そこで繰延税金資産に貸倒引当金損金算入限度超過額を計上し、貸倒れが確定した場合に、損金処理し、法人税が還付される。

図表6は法人税の貸倒引当金（損金）残高の推移を示している。1999年度には不良債権問題が深刻であったが、貸倒引当金残高は24兆7,477億円に達している。その後、不良債権の償却が進み、2005年度には貸倒引当金残高は11兆2,490億円へ減少し、2013年度には3兆6,451億円まで減少した。貸倒引当金残高を資本金階級別に見ると、資本金100億円以上の残高が極めて多く、1999年度では13兆7,380億円と全体

図表7 三菱東京UFJの税務関連指標

(単位: 100万円, %)

年 度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
繰延税金資産(純額)	599,840	194,999	693,629	953,104	507,267	663,663	442,759	4,758	-69,390
うち貸倒引当金損金超過額	544,986	429,545	365,435	437,111	446,814	456,325	353,549	358,602	294,107
うち繰越欠損金	1,106,559	905,150	672,173	449,849	267,209	23,610	0	0	0
推計貸倒超過額損金算入①	969,431	284,548	158,023	—	—	—	253,330	—	169,679
推計繰越欠損控除②	245,824	496,448	574,260	548,001	450,185	600,441	58,195	0	0
①+②	1,215,255	780,996	732,283	548,001	450,185	600,441	311,525	0	169,679
税引前純利益	813,684	958,040	687,054	-195,163	460,108	674,411	739,552	877,468	984,789
法人税等	14,764	15,184	14,809	32,838	33,319	64,154	154,860	109,342	248,085
法人税等調整額	348,120	273,558	121,258	138,389	117,440	-29,006	115,649	183,013	86,446
当期純利益	450,799	669,298	550,985	-366,392	342,667	639,263	469,042	585,112	650,257
配当	131,186	451,913	459,580	183,966	155,211	274,820	214,146	158,323	181,649
法定実効税率	40.57	40.57	40.57	40.57	40.57	40.57	40.57	38.01	38.01
税効果後の税負担率	44.59	30.13	19.8	-87.73	25.52	5.21	36.57	33.31	33.96

(注) 1) 「—」は不明もしくは算出困難

2) 繰延税金資産は純額。

〔出所〕『全国銀行財務諸表分析』および有価証券報告書から作成。

の55.5%を占めた。また2005年度では61.4%を占め、2013年度でも49.3%を占めている。すなわち貸倒引当金残高の過半は資本金100億円以上の法人によってもたらされており、それは上場銀行とほぼ重なりと推定される。貸倒引当金残高を業種別に見ると、金融保険業による残高が極めて多い。1999年度で金融保険業の貸倒引当金残高は15兆4,517億円、2005年度には5兆9,829億円と、ほぼ資本金100億円以上の法人と重なる。地方銀行などの資本金が通常100億円以上であることを考えれば、「資本金100億円以上」と「金融保険業」は実態的には同じで、地方銀行やメガバンクと推定できよう。

銀行等が貸倒引当金(限度額内)を計上する場合、個別の貸倒引当金と一括の貸倒引当金がある。個別分については、回収不能見込み額を債権者ごとに算出する。他方、一括分については、過去3年分の貸倒実績率により計算する。この両者の合計が貸倒引当金限度額となる。2011年度からは、中小法人、銀行、保険等に適

用が限定された。しかし銀行・保険以外では経過措置として、一定額の貸倒引当金が認められている<sup>32)</sup>。この限度額を超えて、なお将来回収不能と見込まれる場合、繰延税金資産に計上される。

図表7は三菱東京UFJ銀行の税務関連指標を示している。同行は2010年度から10年ぶりに法人税納税を再開しており、2000年度以降法人税を納税していなかった(住民税均等割等を除く)と報道されたが、合併が2005年度であり、2005年度以降について指標をみている。

合併前の2004年度末において、東京三菱銀行は繰延税金資産(総資産額から総負債額を控除した純額、以下同じ)を3,759億円、UFJ銀行は9,539億円計上していた。主要な内訳として、東京三菱銀行は繰越欠損金3,323億円、貸倒引当金算入限度超過額2,143億円であった。他方、UFJ銀行は繰越欠損金8,749億円、貸倒引当金算入限度超過額7,246億円であった。明らかにUFJの繰延税金資産は巨額であり、合併によ

り東京三菱銀行は同資産を増加させ、節税したことは否定できない。

この期間で、同行の法人税額に最も影響した要因は、繰越欠損金である。繰延税金資産のなかで計上されている繰越欠損金額は法人税率を乗じた後の金額であるから、繰延税金資産の繰越欠損金額を法定実効税率で除し、繰越欠損金額の元本残高を算出する。繰越欠損金額残高の前年度分と今年度分の差額（減少分）が、法人税の損金に算入されたと考えられる。図表7の「推計繰越欠損控除」が損金算入推計額であるが、2005年度に2,458億円、2006年度に4,964億円、2007年度に5,743億円と、2010年度まで5,000億円前後が継続している。

次に貸倒引当金損金算入限度超過額であるが、これも同様に計算すると、図表7の「推計貸倒超過額損金算入」である。2005年度から2007年度には減少しており、損金に算入されたと考えられる。2008年度から2010年度にかけては貸倒引当金損金超過額が増加しており、損金に算入されたか、推定が難しい。

図表7の「推計貸倒超過額損金算入①」と「推計繰越欠損控除②」を合計した「①+②」が、合計での推計損金である。2005年度には1兆2,153億円、2006～2007年度には7,000億円以上、2008～2010年度には4,500～6,000億円となっている。この結果、同行の法人税額は2005～2007年度が150億円前後、2008～2009年度が330億円前後となり、住民税均等割などを支払っていたと推定される。「法人税等調整額」とは、会計上の調整項目であり、実際に支払っているものではない。また2008年度に税引前純利益と当期純利益が赤字となっているが、これは有価証券評価損に起因している。会計上は有価証券評価損が経費となるが、税法上は損金と

ならない。したがって、2008年度も税法上の課税所得は黒字であり、繰越欠損控除で法人税ゼロ（均等割等を除く）とした可能性が高い。

法人税ゼロの一方で、この期間を通じ、配当は支払われている。図表7が示すように、2006～2007年度に4,500億円程度、それ以外の年度では1,300～1,800億円程度が支払われている。しかし、法人税ゼロであるから、配当にも内部留保にも法人段階では課税されていない。さらに法人株主は受取配当の益金不算入により課税されない。また、この時期、個人株主の配当は10%の源泉課税で済んでいた。他方、内部留保は全く課税されていないが、個人段階のキャピタルゲイン課税についても、この時期は優遇措置によって10%源泉課税とされていた。

ついで三井住友銀行について、図表8で見ると、2001年度にさくら銀行と住友銀行が合併し、三井住友銀行となった。合併前に、さくら銀行は繰延税金資産に繰越欠損金が800億円、住友銀行は716億円、合計で1,516億円あった。しかし、2001年度に繰延税金資産の繰越欠損金は598億円となり、同年度に繰越欠損金控除は2,270億円に達したと推定される。2001年度に税引き前利益は5,366億円の赤字、当期利益は3,229億円の赤字となったが、これは税法上損金に繰り入れられない貸倒引当金が増加し、会計上の赤字と見られる。税法上は黒字であり、本来課税所得が発生し、このため繰越欠損金を計上し、控除したと見られる。2002年度には三井住友銀行はわかしお銀行を吸収合併したが、同年度は課税所得で赤字であったと見られ、貸倒引当金、繰越欠損金による控除はなかったと見られる。

2003年度には繰延税金資産の貸倒引当金損金超過額が4,000億円以上減少しており、この超

図表8 三井住友銀行の税務関連指標

(単位: 100万円, %)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
繰延税金資産 (純額)	1,741,114	1,814,625	1,590,518	1,502,153	976,203	743,605	823,251	668,343	456,556	376,899	185,428	185,941	-29,744
うち貸倒引当 金	737,707	820,235	429,307	315,431	250,701	79,497	99,283	158,936	244,455	252,034	219,375	230,077	220,669
うち繰越欠損 金	59,798	373,378	951,415	822,788	1,087,449	1,112,314	813,489	676,460	429,652	159,969	36,502	3,223	0
推計貸倒引当 金控除①	—	—	1,012,242	335,269	159,315	421,374	—	—	—	—	80,382	—	296,887
推計繰越欠損 控除②	227,053	—	—	438,454	—	—	735,478	337,261	607,453	663,753	303,881	81,346	0
①+②	227,053	—	1,012,242	773,723	159,315	421,374	735,478	337,261	607,453	663,753	384,263	81,346	296,887
税引前純利益	-536,637	106,109	318,846	-100,079	746,672	586,928	507,454	27,786	454,750	588,839	691,992	665,400	946,483
法人税等	32,737	905	12,752	-1,804	13,512	16,507	16,031	23,748	44,997	42,386	44,703	209,704	182,869
法人税等調整 額	-246,522	-77,836	4,980	38,579	213,639	254,680	285,680	305,154	91,757	125,273	169,315	-162,095	158,358
当期純利益	-322,852	183,040	301,113	-136,854	519,520	315,740	205,742	-301,116	317,995	421,180	477,973	617,791	605,255
配当	37,349	0	200,008	33	300,027	349,221	74,613	93,941	113,314	191,173	158,645	152,147	190,397
法定実効税率	—	38.62	38.62	40.63	40.63	40.63	40.63	40.63	40.63	40.63	40.63	37.94	37.94
税効果後の税 負担率	—	-72.5	5.56	36.75	30.42	46.2	59.46	1,183.67	30.07	28.47	30.93	7.15	36.05

(注) 2002年度に三井住友とわかしお銀行が合併。

〔出所〕 図表7に同じ。

過額を損金に計上し、法人税の課税所得はゼロになったと見られる。2004年度には税引き前利益が1,000億円、当期純利益が1,369億円と会計上では赤字であったが、これは貸出金償却が7,000億円近くまで膨張したためである。しかし、この償却が税法上損金とならない有税償却であったと見られ、本来の課税所得は黒字であったと推定される。このため繰越欠損金の控除4,385億円などが計上され、法人税の納税を免れたと見られる。

法人税等の金額を見ると、2001年度から2011年度まで、100億円～450億円で概ね推移しており、住民税の均等割等だけを支払っていたと推定される。2004年度の法人税等がマイナスとなっているのは、法人税の還付があったと見られる。2008年度と2011年度においては3,000億円以上の繰越欠損控除が、2007年度、2009年度、2010年度においては6,000億～7,000億円の繰越欠損控除が計上されており、法人税免税の大きな要因となってきた。

図表9で最後にみずほ銀行について、税務関連指標を見る。2002年度に第一勧業銀行と富士銀行が合併し、みずほ銀行となった。2001年度の両行の繰延税金資産構成を見ると、第一勧業銀行は貸倒引当金損金算入超過額が5,675億円、繰越欠損金が1,593億円あった。また富士銀行は同順で、3,598億円、1,118億円あった。単純に合計すると、貸倒引当金損金算入超過額が9,273億円、繰越欠損金が2,711億円であった。しかし、みずほ銀行として初年度の繰延税金資産のうち、貸倒引当金損金算入超過額が3,429億円に減少し、繰越欠損金が5,600億円であった。図表9が示すように、2002年度には貸倒引当金損金控除は1兆5,000億円程度に達したと推定される。このため、会計上のみならず、税法上も赤字(欠損)となり、繰越欠損金で控除する必要がなかったと見られる。2003年度には貸倒引当金損金算入超過額も繰越欠損金も大きく減少しており、税法上の所得から控除されたと見られる。両者の控除額は合計で8,462億円

図表9 みずほ銀行の税務指標

(単位：100万円，%)

年度	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
繰延税金資産 (純額)	913,837	707,488	589,021	369,956	332,168	372,563	280,656	250,847	235,826	222,795	128,906	47,591
うち貸倒引当 金	342,887	178,790	128,580	160,256	141,805	160,778	247,292	237,026	209,927	154,634	123,740	192,778
うち繰越欠損 金	560,033	397,489	379,954	498,908	444,526	333,021	281,011	168,652	86,814	0	0	0
推計貸倒引当 金控除①	1,510,112	425,122	146,487	—	45,446	—	—	25,285	66,746	136,289	76,094	—
推計繰越欠損 控除②	—	421,098	93,917	—	133,946	274,643	128,103	276,746	201,572	213,827	0	0
①+②	1,510,112	846,220	240,404	—	179,392	274,643	128,103	302,031	268,318	350,116	76,094	—
税引前純利益	-714,273	238,829	109,767	215,193	284,280	239,027	-206,262	109,890	171,867	154,805	263,198	653,171
法人税等	938	476	518	519	500	502	519	498	476	436	8,980	71,924
法人税等調整 額	-86,656	140,143	87,119	77,614	77,490	42,997	86,819	13,387	21,570	24,213	19,713	136,019
当期純利益	-628,556	98,208	22,129	137,060	206,289	195,527	-293,601	96,004	149,821	130,155	234,505	445,228
配当	0	9,705	9,705	130,625	130,625	200,003	200,000	0	6,661	0	90,806	554,429
法定実効税率	—	38.6	40.6	40.6	40.6	40.6	—	40.6	40.6	40.6	37.9	37.92
税効果後の税 負担率	—	58.9	79.8	36.3	27.4	18.2	—	12.6	12.8	15.9	10.9	31.84

(注) 2002年と2008年は、税引前純利益が赤字であり、損益計算書に税率の記載がない。

〔出所〕 図表7と同じ。

に達していた。

2004年度には貸倒引当金の控除が1,465億円、繰越欠損金の控除が939億円あり、合計で2,404億円に達した。2003～2004年度には、一定額の課税所得が本来発生しており、それを貸倒引当金関係や繰越欠損金等の控除でゼロにしたと推定される。2005年度には繰越欠損金控除は計上されておらず、税法上で課税所得が赤字であった可能性がある。2005年度には貸出金償却費用が531億円計上されており、貸出が無税（非課税）で償却されていれば、課税所得赤字の可能性があろう。貸出償却が無税となるためには、債務者が民事再生法の法的整理の対象となり、なおかつ債務者の債務超過が相当期間にわたり書面で通知された債務、といった条件がある<sup>33)</sup>。すなわち、民事再生法の法的整理となり、5～6年間にわたり内容証明付き等で返済を督促し、それでも返済不能が確定しないと、無税償却はできない。このため2000年頃不良債権化した債権が、2005年度頃、無税償却が実施

された可能性はある。

2006年度から2011年度にかけては、年によって変動があるものの、1,300億円～2,700億円程度の繰越欠損金控除が計上され、税法上の課税所得はゼロとなっていたと見られる。法人税額を見ると、2002年度から2011年度までは、4～5億円で推移しており、住民税均等割等のみを支払っていたと見られる。2002年度の法人税額が9億円とやや高いことは、この年度までは法人事業税の課税標準が異なっていたためで、やはり均等割等だけを支払っていたと推定される。また2009～2012年度に貸倒引当金の控除が計上されており、リーマンショック（2007年）時の不良債権が無税償却されたと見られる。他方、2008年度は税引き前利益が2,062億円の赤字、当期純利益が2,936億円の赤字となったが、貸倒引当金繰入、株式等償却等が増加し、会計上は赤字となった。しかしこれらは税法上損金とできなかったと見られ、税法上は本来黒字と見られる。そこで繰越欠損金控除を1,281億円



図表10 法人税の資本金階級別実質負担率 (税額÷益金)

(単位：%)

年 度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
100万円未満	17.24	22.58	22.33	20.22	21.78	21.28	18.77
100万円以上	25.64	22.03	21.54	21.65	21.57	20	17.81
200万円以上	22.31	13.57	20.74	20.19	20.65	19.86	17.51
500万円以上	22.71	24.83	21.94	21.67	23.95	22.82	20.36
1,000万円以上	28.15	23.83	23.95	23.81	25.15	23.67	21.5
2,000万円以上	28.45	26.13	25.87	25.76	26.17	24.7	22.67
5,000万円以上	29.04	26.81	26.43	25.87	26.64	24.49	21.58
1 億円以上	26.77	27.75	26.73	26.38	27.96	24.25	22.68
5 億円以上	25.26	18.86	28.09	26.16	22.76	23.48	23.43
10億円以上	25.25	24.89	24.99	24.76	24.46	20.02	18.58
50億円以上	23.39	21.64	23.61	23.35	23.85	20.39	15.83
100億円以上	19.34	17.02	19.62	19.43	17.74	14.73	12.65
連結法人	8.66	9.26	12.91	14.11	13.75	5.56	8.86
1 億円以上	—	20.23	22.18	21.95	21.16	17.81	15.66
1 億円以下	—	23.75	24.67	24.39	24.76	23.3	20.85
合 計	20.48	20.42	22.08	22.02	21.32	16.27	15.27

(注) 欠損会社を除く。

〔出所〕『会社標本調査』から作成。

計上したと見られる。

みずほの場合、無配の年が散見されるが、三井住友は2002年度を除き、配当を実施していた。三菱東京 UFJ 銀行と同じく、法人段階で全く課税されていないので、配当も内部留保も課税されていない。内部留保については、株価に反映されるので、キャピタルゲインで課税すればよいのだが、キャピタルゲイン課税も10%の特例で課税されていた。

以上で、メガバンクについて見てきたが、図表10は法人税の実質負担率である。税額を益金で除している。そもそも、受取配当の益金不算入のように、会計上は利益に含まれる部分が、税法上の益金には含まれない。こうした限界はあるが、益金は繰越欠損金や減価償却費、貸倒引当金などが控除される前であり、税法上の収益と考えられる。また欠損法人を含むと、欠損が益金を超過し、マイナスの税率となる場合があるので、欠損法人は除く。利益計上法人の益金を分母に、分子を税額として負担率を算出す

ると、図表10が示すように、全ての資本金階級平均で2007～2008年度が20%台、2009～2011年度が21～22%台、2012年度以降低下し、2013年度には15%台となっている。まずは、全法人平均で15%台であり、決して高い水準とは言えない。次に大きく「資本金1億円以上」(大企業)と「資本金1億円以下」(中小法人)で分けてみると、大企業では2009年度の22.18%から2013年度に15.66%まで低下している。他方、「資本金1億円以下」(中小法人)では2009年度における24.67%から低下したものの、2013年度においても20.85%あり、大企業を5%ほど上回っている。資本金階級別に実質負担率を見ると、中小法人のほうが高いのである。

図表10から資本金階級別の負担構造を見ると、概ね資本金階級5,000万円～1億円以上のところで最も高くなり、資本金100億円以上、および連結法人のところで最も低くなっている。例えば、2007年度に「資本金100万円未満」では17.24%であったが、「同5,000万円以上」

で29.04%と最高水準に達し、「同1億円以上」で26.77%に低下し、「同100億円以上」で19.34%、「連結法人」で8.66%となっていた。2007年度の法人税率は国税分で基本税率30%、軽減税率22%であったが、実質負担率で見ると連結法人では9%以下であった。さらに2013年度にかけ法人税率は引き下げられたが、実質負担率は「資本金5億円以上」で23.43%と最高水準に達し、「資本金100億円以上」で12.65%、「連結法人」で8.86%となっている。2013年度現在、法人税率は25.5%であったが、実質負担率は大きく下回っている。この一因は、税法上の収益としての益金から、各種の控除があり、控除後の純課税所得が浸食されてきたことであろう。

## VI まとめに代えて

現在、我が国の法人税をめぐるのは、税率引下げの議論が中心となっている。しかし、各国で法人税の課税所得には違いがあり、税率だけを取り出して議論することには問題がある。

日本の法人税では課税所得が浸食されてきたと見られる。その大きな要因は受取配当の益金不算入、欠損法人が多いこと、さらに繰越欠損金制度等であった。受取配当の益金不算入については、法人擬制説から根拠づけられるにせよ、日本の場合には親子上場との関係もあろう。親子上場は少数株主の株主権等の問題があるが、受取配当の益金不算入という税制が影響している可能性がある。現在日本では、持株比率25%以上で100%益金不算入であるが、アメリカでは持株比率80%以上で100%益金不算入である。日本の場合、アメリカよりも、益金不算入の範囲が大きく、それだけ課税所得は浸食

されてきた。

本稿で明らかにしたように、日本の法人税では、欠損法人が約7割といった構造的な問題があった。欠損法人の多さは、繰越欠損金制度と関連している。現在、課税所得の80%（中小法人は100%）まで、繰越欠損金を損金算入できるとされているが、2017年度からは50%までに引き下げられる。ただし、繰越期間も現行の9年間から、10年間に延長されることとなっている。

メガバンクの場合、三菱東京UFJ銀行が2005～2013年度で、貸倒引当金損金超過額と繰越欠損金といった税効果会計で4.8兆円程度の法人税控除を受けてきた。同じく三井住友銀行が2001～2013年度で5.7兆円程度、みずほ銀行が2002～2013年度で4.2兆円程度の法人税控除と推計された。この期間は100%まで損金算入が認められていたので、法人税の課税所得は、その分浸食されることとなったと言える。

### 注

- 1) 林栄夫 [1985], 353頁。
- 2) EU委員会は銀行の繰延税金資産 (deferred tax asset schemes) や税控除 (tax credit) が違法な政府支援 (反競争的) にあたるか、注目している。イタリアでは、銀行が不良債権に対し貸倒損失を計上した場合、2013年まで税控除は18年間に渡った。しかし2014年以降、5年間に短縮された。EU諸国では、多くの場合、単年度で完全な税控除が可能である。Financial Times, May 5, 2015
- 3) 日本経済新聞、2012年5月11日付。三菱東京UFJ銀行は10年ぶりに2011年3月期に、三井住友銀行は15年ぶりに2013年3月期に、同じくそな銀行は18年ぶりに法人税納税を再開した。
- 4) 林栄夫 [1985], 216頁。
- 5) 林栄夫 [1968], 297頁。
- 6) 1億円以下に対する法人税軽減税率は、法人税法によるものではなく、租税特別措置法によるものであり、法人税関係の租税特別措置としては、比較的大きなものである。法人税軽減税率による減収額は1,084億円 (2013年度) と推計されている。参議院予算委員会調査室 [2015], 77頁。
- 7) 日本経済団体連合会 [2014]

- 8) 参議院予算委員会調査室 [2015], 83頁。
- 9) 伊藤元重 [2014]
- 10) 林栄夫 [1985], 216頁。
- 11) 林栄夫 [1985], 108頁。
- 12) 参議院予算委員会調査室 [2015], 91頁。
- 13) 林健久 [1975], 230頁。
- 14) 岩波一寛 [2002]
- 15) 財務省 [2014a]
- 16) 林栄夫 [1985], 245頁。
- 17) 林栄夫 [1985], 70頁。
- 18) 宮島洋 [1986], 4頁。
- 19) 東京証券取引所他 [2013]
- 20) 新田敬祐 [2010]  
親会社の時価総額は、全上場企業の45%程度、同じく子会社の時価総額は10%程度で、合計すると、約55%に達する、と言う(2009年現在)。これは親会社がトヨタ、NTT,のような大企業であるため、である。なお、日本の取引所上場基準では、親子関係にある子会社の上場について、規制が緩いという指摘がある。親会社の持ち株比率が高いと、少数株主の利害が脅かされる可能性があるためである。
- 21) 「法人企業統計月報」[2014]
- 22) 日本経済新聞, 2015年5月26日付
- 23) 林栄夫 [1985], 367頁。
- 24) 参議院予算委員会調査室 [2014], 77頁。
- 25) 財務省 [2015]
- 26) EU [2014]  
EUによるグローバル企業研究開発費のランキングによる。トヨタの2013年の研究開発費は62億6,990万ユーロで、1ユーロ=140円とすると8777億円で、世界7位である。全額が法人税控除されるわけではないが、法人税額の30%を上限として、研究開発費の8~10%が税額控除される。財務省 [2014b]
- 27) 林栄夫 [1985], 126頁。
- 28) 『税経通信』[2015]
- 29) 財務省 [2014a]
- 30) 日本経済新聞2015年6月8日付。ヤフーがソフトバンクから子会社を買収し、子会社の繰越欠損金と合算し、法人税額を減額したが、国税庁から追徴課税された。
- 31) 財務省 [2014a]
- 32) 国税庁, 『平成23年度 法人税関係法令の改正の概要』
- 33) 情報企画 [2002], [http://www.jyohokikaku.co.jp/system/news/pdf/fit\\_05.pdf](http://www.jyohokikaku.co.jp/system/news/pdf/fit_05.pdf)

## 参 考 文 献

- されている条件とその問題点』『研究会報』, 中央大学経済研究所, 第66号
- 国税庁 [2011] 『平成23年度 法人税関係法令の改正の概要』
- 参議院予算委員会調査室[2015] 『財政関係資料集平成27年度版』
- 財務省提出資料 [2014a] 「政府税制調査会(法人課税 DG ②) [課税ベースの拡大等]」
- 財務省提出資料 [2014b] 「政府税制調査会参考資料 [租税特別措置]」
- 財務省 [2015] 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」, 第189回国会提出資料
- 情報企画 [2002] 「金融機関が苦慮する不良債権処理」『Financial Information Technology』第5号 ([http://www.jyohokikaku.co.jp/system/news/pdf/fit\\_05.pdf](http://www.jyohokikaku.co.jp/system/news/pdf/fit_05.pdf))
- 『税経通信』[2015], 税務経理協会, 7月号
- 東京証券取引所他 [2014] 『平成25年度株式分布状況調査の調査結果について』
- 新田敬祐[2010] 「株式市場における親子上場の存在感とその功罪」,
- NLI Research Institute, *Report*, November 2010 (<http://www.nli-research.co.jp/report/report/2010/11/rep01011-3.pdf>)
- 日本経済団体連合会 [2014] 「法人税改革の方向性について」 ([https://www.keidanren.or.jp/policy/2014/038\\_honbun.pdf](https://www.keidanren.or.jp/policy/2014/038_honbun.pdf))
- 林健久 [1975] 「第六章 健全財政主義—成立・展開・崩壊」, 東大社研編, 『戦後改革8 改革後の日本経済』, 東大出版会
- 林栄夫 [1985] 『戦後日本の租税構造』, 有斐閣, (復刻版)
- 「法人企業統計月報」[2014], 平成25年度版, 『財政金融統計月報』, 第750号, 10月
- 宮島洋 [1986] 『租税論の展開と日本の税制』, 日本評論社
- EU [2014] (<http://iri.jrc.ec.europa.eu/scoreboard14.html>)
- (駒澤大学経済学部教授・当研究所客員研究員)
- 伊藤元重 [2014] 「今こそ法人税改革」  
(<http://www.nikkeibp.co.jp/article/column/20140519/397940/?P=1>)
- 岩波一寛 [2002] 「財政赤字・累積政府債務が維持